

埼玉西部環境保全組合会計管理者事務決裁規程

(趣旨)

第1条 この訓令は、別に定めるものを除くほか、会計管理者の権限に属する事務の専決、代決その他事務決裁について、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この訓令において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 決裁 事案について、最終的に意思を決定することをいう。
- (2) 専決 事案について、常時、会計管理者に代わって決裁することをいう。
- (3) 専決権者 前号に規定する権限を有する者をいう。
- (4) 代決 会計管理者又は専決権者（以下「決裁権者」という。）が不在の場合、決裁権者の決裁すべき事項を、決裁権者に代わって臨時に決裁することをいう。
- (5) 不在 決裁権者が出張、病気その他の理由により決裁できない状態をいう。
- (6) 次長 埼玉西部環境保全組合組織規則（令和4年規則第6号。以下「組織規則」という。）第2条第2項に規定する事務局次長をいう。
- (7) 室長 埼玉西部環境保全組合事務局設置条例（昭和53年条例第7号）第2条に規定する庶務室に置く組織規則第2条第4項に規定する室長をいう。

(専決の制限)

第3条 専決権者は、専決事項が、次の各号のいずれかに該当する場合は、会計管理者の決裁を受けなければならない。

- (1) 事案の内容が特に重要であると認められるとき。
- (2) 事案の内容が異例であり、又は重要な先例になるものと認められるとき。
- (3) 事案について疑義があり、又は現に紛議を生じ、若しくは生ずるおそれがあると認められるとき。
- (4) 事案について特に会計管理者が了知しておく必要があると認められるとき。

(専決の報告)

第4条 専決権者は、必要があると認められるときは、当該専決事案について、その内容を速やかに会計管理者に報告しなければならない。

(次長の専決事項)

第5条 次長は、次に掲げる事項を専決することができる。

(1) 別表に掲げる事項の確認、審査及び支出に関すること。

(2) 歳入歳出外現金の支出命令の審査及び支出に関すること。

(3) 物品の出納及び保管に関すること。

(4) 定例又は軽易な報告書、通知書等の受理及び送付に関すること。

2 次長は、専決をした際当該専決に係る書類に「専決」の表示を行うものとする。

3 次長は、事案の内容が第1項に規定する専決事項に準じて処理することが適当と認めるときは、当該事案について専決することができる。

(代決)

第6条 会計管理者が不在である場合にあっては次長が、次長が不在の場合にあっては室長が、代決することができる。

2 前項の規定により代決した者は、当該代決に係る書類に「代決」の表示を行うものとする。

(代決の制限)

第7条 事案の内容が第3条各号のいずれかに該当するときは、前条第1項の規定にかかわらず、代決することができない。ただし、あらかじめ処理の方法を指示されたもの又は緊急やむを得ない事項については、この限りでない。

(後閲)

第8条 第6条の規定により代決した事項については、速やかに当該事案の決裁権者に後閲し、当該決裁権者は、後閲した全ての代決書類について、「後閲」の表示を行うものとする。

附 則

この訓令は、平成20年4月1日から施行する。

附 則 (令和5年3月30日訓令第4号)

この訓令は、令和5年4月1日から施行する。

別表 (第5条関係)

専決事項		専決金額	備考
支出負担行為及び支出命令	報酬	全額	
	給料	全額	
	職員手当等	全額	
	共済費	全額	
	災害補償費	5 0 万円 以下	
	恩給及び退職年金	全額	
	報償費	—	
	旅費	全額	宿泊旅費は、除く。
	交際費	—	
	需用費	消耗品費	1 0 0 万円 以下
		燃料費	全額
		食糧費	—
		印刷製本費	5 0 万円 以下
		光熱水費	全額
		修繕料	1 0 0 万円 以下
		賄材料費	全額
		飼料費	5 0 万円 以下
		医薬材料費	5 0 万円 以下

	役 務 費	通信運搬 費	全額	
		保管料	全額	
		広告料	5 0 万 円 以下	
		手数料	5 0 万 円 以下	
		筆 耕 翻 訳 料	5 0 万 円 以下	
		保険料	全額	
	委託料		5 0 万 円 以下	
	使用料及び賃借 料		5 0 万 円 以下	
	工事請負費		1 0 0 万 円以下	
	原材料費		5 0 万 円 以下	
	公有財産購入費		—	
	備品購入費		5 0 万 円 以下	
	負担金、補助及 び交付金		5 0 万 円 以下	
	扶助費		全額	
	貸付金		5 0 万 円 以下	

	補償、補填及び賠償金	—	
	償還金、利子及び割引料	全額	過誤納金の還付及び充当（還付加算金を含む。）に限る。
	投資及び出資金	—	
	積立金	—	
	寄附金	—	
	公課費	全額	
	繰出金	—	
調定		全額	
戻入の命令		全額	
還付の命令		全額	
資金前途及び概算払の精算		全額	宿泊旅費及び交際費は、除く。
収入		全額	分担金及び負担金並びに繰越金は、除く。